

議 第 3 号

TPP11及び日EU・EPAの発効並び  
にTAGの交渉に向け万全の対策を求め  
る意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）が本年12月に発効する予定であり、また欧州連合との経済連携協定（以下「日EU・EPA」という。）も、早期の発効を目指して国内手続きが進められている。さらに、米国との間では日米物品貿易協定（以下「TAG」という。）の交渉に入ることが合意され、我が国における自由貿易推進の動きは加速している。

政府は、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中、我が国が率先して自由貿易の範を示すものとして各協定の締結を進める一方で、これらの協定の発効を見据え「総合的なTPP等関連政策大綱」等を策定し、中堅・中小企業等の海外展開支援策や強い農林業をつくりあげるための体質強化策を講ずるなど、市場開放に向けた取組を推進しているところである。

このような中、農林業者からは、関税撤廃等による国内市場の開放は大きな変化をもたらすことから、将来の経営を見通せる国内対策の確立が求められている。加えて、TAG交渉の結果いかんでは農林業に及ぼす影響が甚大であるとの懸念から不安の声が上がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、農林業が持続可能かつ成長できる産業となるよう、TPP11及び日EU・EPAの発効後においても大綱等に示された対策を着実に実施するとともに、TAG交渉に当たっては、本年9月の日米共同声明に盛り込まれた合意内容を十分に踏まえて交渉に臨み、国民に対し適切に情報提供するなど、万全の対策を講ずることを強く要請する。